

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
家畜保健衛生所	<p>公有財産（工作物）について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="572 499 1528 632"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>種目</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外灯設備</td> <td>照明装置</td> <td>1</td> <td>238,700円</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	種目	数量	取得金額	外灯設備	照明装置	1	238,700円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>                      （台帳の取得登録）                      第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。                      （以下略）</p> </div>
財産名称	種目	数量	取得金額							
外灯設備	照明装置	1	238,700円							
<b>措置の内容</b>										
<p>工作物の公有財産システムへの登録に関する認識不足により、建設当時にシステムに取得登録がされていなかったため、監査受検後、公有財産台帳への登載の手続を行った。今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月5日）